

令和7年11月28日  
技術管理課

### 1日未満で完了する作業の積算の周知について（お知らせ）

このことについて、「土木工事標準積算基準書 第I編総則 第11章1日未満で完了する作業の積算」に記載のとおり、施工実施にあたり1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合には、本基準を用いて積算することとされています。

当該積算の適用にあたっては、受注者から発注者へ当該積算の適用についての請求に基づく受発注者間の協議により、積算基準の標準施工量に満たないと認められる場合（1日未満で完了する作業）については、機械費及び労務費の補正を適用することができますので、改めて周知させていただきます。

なお、総則の適用範囲以外の歩掛や単価について、基準書の該当ページに当該積算に準ずると記載のある歩掛や単価\*がありますので、ご注意ください。

また、土木工事標準積算基準書については閲覧場所にて公表しております。詳細についてはそちらをご確認ください。

※令和7年度の土木工事標準積算基準では、【区画線工】・【高視認性区画線工】が総則記載以外の該当単価となっています。